

答弁書第三号

内閣参質一四七第三号

平成十二年五月二十三日

内閣総理大臣 森 喜 朗

参議院議長 斎藤 十 朗 殿

参議院議員櫻井充君提出医療事故に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員櫻井充君提出医療事故に関する質問に対する答弁書

昨年度に医療事故として新聞報道され、厚生省において把握したものうち、因果関係のいかんを問わず患者が死亡に至ったとされるものは二十二件であり、これらは、薬剤の誤投与、誤った医療機器の操作、異型血液の輸血、手術時の誤った処置等が直接的な原因であるとされている。なお、過去五年間において、医療事故が何件発生したかについては、把握していない。

このような事故が発生した背景としては、医療機関の職員の医療の安全性に対する意識の欠如、医療機関における安全管理のための組織的な取組の欠如等が考えられる。また、患者が死亡に至った事故は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に基づき定められた人員配置基準を大幅に上回る医師及び看護婦が配置されていた病院でも発生しており、人員の不足が直ちに事故の原因とは考えられない場合もあることから、人員が十分であっても事故は起こり得るということを前提にして、事故防止に取り組むことが重要であると考えている。

このような事故を防止するためには、医療機関の職員が患者の生命を預かっているという意識を忘れずに安全に十分に配慮して医療に従事するとともに、各医療機関において個々の職員が誤りを犯しても事故に発

展させないような組織的な取組を進めること等が重要であると認識している。

厚生省においては、医薬品、医療用具等を医療事故を起こしにくいものに改める仕組みの構築、国立病院、国立療養所及び国立高度専門医療センター向けの具体的な事故防止マニュアルの作成、事故にまで至らなかった事例の分析等に取り組んでおり、これらの成果を医療の現場に提供していくことにより、各医療機関における取組を積極的に支援していきたいと考えている。